

市民事業等支援制度の検討結果報告

平成19年11月22日

市民事業等審査専門委員会におけるこれまでの検討経過

会議内容等	
第1回	<p>1 日 時：平成19年5月21日（月） 10:00～12:00</p> <p>2 場 所：横浜市開港記念会館</p> <p>3 出席委員：沼尾波子委員長、萩原なつ子副委員長、新堀豊彦委員、福江裕幸委員 増田清美委員</p> <p>4 議 題：(1) 委員長及び副委員長の選任について (2) 市民事業等支援制度の検討課題及び検討に係る想定スケジュールについて (3) 市民活動等への支援制度の概要及び市民活動等の主な事例</p>
第2回	<p>1 日 時：平成19年7月11日（水） 9:30～11:30</p> <p>2 場 所：かながわ県民サポートセンター</p> <p>3 出席委員：沼尾波子委員長、萩原なつ子副委員長、新堀豊彦委員、福江裕幸委員 増田清美委員</p> <p>4 議 題：(1) 市民事業等審査専門委員会設置要綱について (2) 市民事業等審査専門委員会の運営方法について (3) 今後の検討スケジュールについて (4) 市民事業等支援制度の検討</p>
第3回	<p>1 日 時：平成19年8月20日（月） 15:00～17:00</p> <p>2 場 所：かながわ県民サポートセンター</p> <p>3 出席委員：沼尾波子委員長、萩原なつ子副委員長、新堀豊彦委員、福江裕幸委員 増田清美委員</p> <p>4 オブザーバー委員：天内康夫委員</p> <p>5 議 題：(1) 水源環境の保全・再生に係る団体からの意見聴取等 大月森つくり会、まほろば里山林を育む会、よこはま里山研究所 (2) 市民事業等支援制度の検討 (3) 県民会議委員及びNPO等からの意見収集の進め方について</p>
第4回	<p>1 日 時：平成19年9月19日（水） 12:00～15:00</p> <p>2 場 所：かながわ県民サポートセンター</p> <p>3 出席委員：沼尾波子委員長、萩原なつ子副委員長、新堀豊彦委員、福江裕幸委員 増田清美委員</p> <p>4 オブザーバー委員：木平勇吉委員、倉橋満知子委員、牧島信一委員、真覚邦彦委員 石村黄仁委員</p> <p>5 議 題：(1) 水源環境の保全・再生に係る団体からの意見聴取等 山北町の環境を考える会、金目川水系流域ネットワーク NPO法人自遊クラブ、丹沢大山自然再生委員会 桂川・相模川流域協議会、緑のダム北相模 (2) 市民事業等支援制度の検討</p>
第5回	<p>1 日 時：平成19年10月15日（月） 10:00～12:00</p> <p>2 場 所：かながわ県民サポートセンター</p> <p>3 出席委員：沼尾波子委員長、新堀豊彦委員、福江裕幸委員、増田清美委員</p> <p>4 議 題：(1) 市民事業等支援制度の検討 (2) 市民事業等支援制度における審査基準及び審査方法について</p>

市民事業等支援制度(案) 概要

1 目的

NPO等が行う水源環境保全・再生に係る活動を支援することで、県民主体の取組の推進及び行政とNPO等との協働による特別対策事業の推進を図る。

2 交付対象事業等

(1) 交付対象団体

- ・ 5人以上で構成する団体(県外に事務所を置く団体も含む)であること。
- ・ 企業が主体の活動は、活動内容が非営利活動であっても対象外とする。(ただし、企業等の内部ボランティア団体や労働組合等が主体の活動は対象とする。)
- ・ 会計処理や情報公開が明確化されている団体であること。

(2) 交付対象事業実施箇所

- ・ 神奈川県内の水源保全地域内を対象とする活動に限る。
- ・ ただし、普及啓発・教育活動については、相模川水系、酒匂川水系の県外上流域を対象とする活動についても交付対象に含む。

(3) 交付対象事業

ア 実行5か年計画の特別対策事業の市民活動版

実行5か年計画に位置付けられている1～9番までの9つの事業に類する実践活動であること。(少なくとも3年程度は事業継続の意志があること。)

(ア) 森林整備

- ・植樹、間伐、渓畔林整備、間伐材の搬出・集材等の森林整備活動
- ・上記活動を行うための作業道の整備 等

(イ) 森林整備以外の取組み

- ・河川・水路の浄化対策、地下水かん養のための水田借り上げ
- ・多自然型河川整備に係る維持管理活動
- ・河川(水中)の清掃
- ・土砂流出防止のための自然路の整備 等

(ウ) 上記ア、イにかかる資機材の購入

イ 普及啓発・教育活動

神奈川県民(在勤・在学を含む)を対象に実施するもので、水源保全地域における現場での活動プログラムや、現場での経験に基づく普及教育プログラムを有する活動であること。

- ・植樹・下草刈等の体験教室
- ・間伐等を行う講習会やチェーンソー取扱講習会
- ・炭焼き体験会
- ・里山見学会
- ・上流域の実情を伝える学習会 等

ウ 調査研究活動

水源環境保全・再生を目的とした調査・研究活動であること。

- ・水質調査、河川生物調査、樹林地調査、遊水池調査 等

3 対象事業等の概要表

区分	交付対象とする活動等の例	対象外経費	交付金額	交付上限額	継続補助		備考
					可否	期間の限度	
特別対策事業・市民版	森林整備事業	事務所経費など、団体の運営に関する経費	実費	1ha当たり10万円を限度に50万円が上限	○	実行5か年 計画期間内 ※ただし、申請は単年度ごと	・整備面積に応じた補助を実施 ・(同下)
	森林整備以外の事業		実費	50万円	○	実行5か年 計画期間内 ※ただし、申請は単年度ごと	活動に参加する人への謝礼・交通費等で市民活動として、妥当な額を支払う場合は対象とする。
	資機材等の購入		実費	50万円	×	1年	
普及活動・教育活動		所要経費の1/2	20万円	○	2年 ※ただし、申請は単年度ごと	現地における活動プログラムや現地での実績に基づかない、講演会・シンポジウム等は対象外とする。	
調査研究活動							
		所要経費の1/2	50万円	○	2年 ※ただし、申請は単年度ごと		

4 今後の検討事項

- ① 補助対象の拡充：個人・企業への活動に対する支援のあり方についての検討
- ② 財政面以外での支援：技術支援（例：森林整備講習会の開催）等の検討
→ 財政面での支援制度の見直しと併せて、平成20年度以降に専門委員会において検討を行う。

水源環境保全・再生に係る市民事業等支援制度(案)について

1はじめに

当委員会（「市民事業等審査専門委員会」）は、「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画（以下「実行5か年計画」という）」に基づき、県民の参加により、水源環境の保全・再生施策を推進する新たな仕組みとして、「水源環境保全・再生かながわ県民会議」（以下「県民会議」という）が設置され、そのもとにNPO等が行う事業を支援する仕組み等を検討する組織として設置されたものである。

当委員会では、県民会議から依頼された「市民事業等の支援制度」について、特に補助金等による財政面からの支援制度を中心に、平成19年5月から5回にわたり検討を重ねてきたが、このたび支援内容等についての案をまとめたので県民会議に報告するものである。

なお、当委員会では、今年度中にさらに審査方法等について検討し、検討結果を県民会議に報告する予定である。

2市民事業の支援制度検討に関する基本的な考え方

当委員会では、市民事業への支援方策を検討するにあたって、NPO等活動グループの意見を、聞き取り調査やアンケート調査により出来る限り聴取するとともに、具体的な支援策については次の方向性を重視し検討を行った。

(1) 行政とNPO等との協働による特別対策事業の推進

この支援制度が、「実行5か年計画」に基づく制度であることから、この計画の特別対策事業の推進に寄与する市民活動に支援することが求められること。

(2) 県民主体の取組の推進

この支援制度の創設が、既存の市民事業の活性化を促すとともに、新たな市民事業の発生に結びつき県民主体の取組が促進される制度とすること。

(3) 応募しやすい支援制度

市民事業はその特性から多様な形態を有することから出来る限り対象を広く捉え、多くの事業が支援を受けられる制度とすること。

(4) 継続的な制度の見直し・拡充

社会のニーズ等に的確に対応するための柔軟性や発展性を持った制度とし、継続的な制度の見直し、拡充を図る仕組みを用意すること。

(5) 水源環境の保全・再生に係るネットワークの構築

この支援制度の応募・選考過程や成果発表などを通じ、NPO等相互の連携を深め、より多くの県民が活動に参加できるきっかけ等を提供できる仕組みを用意すること。

3具体的な制度内容等

(1) 財政面での支援内容について

市民事業等支援制度は実行5か年計画の特別対策事業に即し、「実行5か年計画の特別対策事業の市民版活動」を中心に補助制度を創設する。また、併せて実行5か年計画の趣旨に合う「普及啓発・教育活動」、「調査研究活動」の2つの分野においても区分を設け補助制度を創設する。これに

より、①水源環境の保全・再生に关心を持つ、②自ら興味を持った分野について調査や研究を行うことで課題を発見する、③課題に対しての対策を自主的に行う、という3つの段階における支援を行い、県民主体の取組の推進及びNPO等との協働による特別対策事業の推進を図るものとする。

ア 補助対象

平成20年度における財政的支援の対象は、会計処理や情報公開が組織として明確化されている5人以上の団体(県外に事務所を置く団体も含む)とする。なお、企業が主体の活動は、非営利活動であっても対象外とするが、企業等の内部のボランティア団体や労働組合等が主体の活動は対象とする。

また、水源環境保全・再生に係る県民主体の取組を推進するためには、本来、個人に対する支援のあり方についても考えていく必要があるが、これについては、平成20年度以降に検討を行うこととする。

イ 補助する活動内容

水源環境の保全・再生を目的とした以下の(ア)～(イ)の活動を対象とする。ただし、営利・宗教・政治活動は除くこととする。

(ア) 特別対策事業の市民版活動

実行5か年計画では、水源環境保全・再生への直接的な効果が見込まれる特別対策事業(別表)を位置付けている。そのなかの1～9番までの9つの事業の中には、NPO等が独自の先駆性・専門性・行動力を發揮して取り組むことで、より水源環境保全・再生への効果を期待できるものがあるため、それらの特別対策事業に類する実践活動を対象とする。

しかし、これらの事業は中長期的な取組が必要な性質の事業であることから、この制度による継続補助の意思に関わらず、少なくとも3年程度はその事業継続の意志があり、実行可能な状況であることを必要とする。

また、森林や河川等の維持管理については、それらの事業を行うためには、契約等による同意が必要となることから、NPO等は事業に係る地権者・管理者の同意を得ているか、同意が得られる見込みがあることを必要とする。

(イ) 普及啓発・教育活動

県民主体の取組を推進するためには、県民が水源環境の現状について知り、関心を持つことが必要である。実行5か年計画の特別対策事業には、普及啓発・教育活動は含まれていないが、現場において自ら体験することや実際に活動しているNPO等の話を聞くことは、県民主体の取組を推進する効果が期待できることから、水源保全地域における現場での活動プログラムや、活動経験に基づいた学習プログラムが盛り込まれている普及啓発・教育活動を支援の対象とする。

また、この補助制度における普及啓発・教育活動は、神奈川県民(在勤・在学を含む)を対象としたものとする。

(ウ) 調査研究活動

水源環境の状況について、NPO等が自ら課題を設定し、調査・研究することで県民主体

の取組を促進するとともに、地域に精通するNPO等がそれぞれの地域において調査を行うことにより、行政の視点からでは発見できないような地域固有の課題や新たな対策の発見が期待できる。これらは、水源環境保全・再生の取組の効果的な推進に寄与し、また、地域のNPO等は継続的・定期的な調査を行うことができるなどNPO等の地域性・専門性・行動力等の特徴を發揮できる分野でもあることから、水源環境の保全再生を目的とした調査・研究活動を補助対象とする。

ウ 活動地域

実行5か年計画では、施策の主たる対象地域を県内水源保全地域としており、この支援制度においても「特別対策事業の市民版活動」及び「調査研究活動」は同様に県内水源保全地域における活動を対象とする。ただし、本県の水源環境の保全・再生は、県外上流域の状況と密接な関係があると考えられていることから県民が県外上流域について関心を持つことは、非常に重要なことである。したがって、「普及啓発・教育活動」については、相模川水系・酒匂川水系の県外上流域を対象とした活動も含むものとする。

以上まとめると次表のようになる。

【交付条件等の概要表】

区分	対象団体	活動内容	活動地域
実行5か年計画の特別対策事業の市民版活動	県外可	<ul style="list-style-type: none"> ・実行5か年計画のうち9つの水源環境保全・再生に直接的な効果が見込まれる特別対策事業に類する活動であること。 ・実践活動であること。 ・継続性があること。 	県内水源保全地域であること。
普及啓発・教育活動	県外可	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県民(在勤・在学も含む)を対象とした活動であること。 ・実行5か年計画の趣旨に合ったものであり、現場における活動ないしそれに基づくプログラムが盛り込まれていること。 	県内水源保全地域または、相模川水系・酒匂川水系の県外上流域であること。
調査研究活動	県外可	水源環境の保全・再生に資する活動であること。	県内水源保全地域であること。

エ 補助対象経費及び除外経費

(ア) 「特別対策事業の市民版活動」について

他制度において、補助対象事業に係る費用のみを補助対象とする制度もあるが、NPO等が森林整備などの「特別対策事業の市民版活動」を行う場合には、直接事業に係る経費だけでなく、技術習得のための研修費や活動への参加に係る交通費・弁当代等の経費を負担する場合があり、それら経費は事業効率の向上や学生等の参加促進に結びつき非常に重要な経費と考える。

そこで、事務所経費のような団体の運営に係る経費を除く費用について、幅広く補助対象とする。

また、これら活動の実施には、チェーンソー等の資機材が不可欠となることから、実践活動の実施に当たり必要となる資機材の購入に対しても、この制度内に特定の枠を設け補助対象とする。

ただし、申請事業が市町村等からの補助金を受けている場合及び申請事業に係る事業収入等がある場合は、これらの収入を、補助金の交付額を算出する際の補助対象事業費から差し引くこととする。また、県が「ボランティア活動推進基金21事業」等の別制度によりNPO等の運営費に支援している場合や申請事業がすでに特別対策事業の水源環境保全・再生市町村交付金の対象となっている場合については、県の他制度や水源環境保全・再生に係る同一の財源からの重複補助を避けるため、この制度による補助は受けられないものとする。

(イ) 「普及啓発・教育活動」及び「調査研究活動」について

体験学習などの「普及啓発・教育活動」や水質調査などの「調査研究活動」については、その活動経費を補助対象とする。

ただし、申請事業が市町村等からの補助金を受けている場合及び申請事業に係る事業収入等がある場合は、補助金の交付額を算出する際の補助対象事業費には含めるが、この制度における限度額及び補助率を超えない範囲において補助するものとする。

また、上記「特別対策事業の市民版活動」と同様に、県が「ボランティア活動推進基金21事業」等の別制度によりNPO等の運営費に支援している場合やNPO等の事業が特別対策事業の水源環境保全・再生市町村交付金の対象となっている場合については、県の他制度や水源環境保全・再生に係る同一の財源からの重複補助を避けるため、この制度による補助は受けられないものとする。

オ 補助限度額及び補助率等

県が森林整備等の活動を行っているNPO等に対して実施した、活動費等に係るアンケート調査結果によると、約8割の団体の年間活動経費が100万円未満であることや支援を希望するNPO等の半分以上が50万円程度の支援を望んでいることが示された。これらの結果を踏まえ、補助限度額については、各活動において20~50万円の範囲で設定する。また、補助率は「普及啓発・教育活動」及び「調査研究活動」において、より自主・自立的な活動を求めるという観点にたつて補助率を設定する。

なお、森林整備と普及啓発活動など、複数の活動を行うNPO等は多く存在し、団体の規模も多様である。そのため、より幅広くNPO等の事業実施能力にあった補助を行うために、各事業の会計区分を明確にしたうえで、同一団体による複数の活動への補助申請を認めることとする。

(ア) 「特別対策事業の市民版活動」について

森林整備については、整備を行う面積により事業費が大きく異なり、水源環境の保全効果も異なるので、整備面積に応じた補助方法とする。具体的には、森林整備事業の一般の請負単価が1ha当たり40万円程度であることから、その価額の4分の1程度を1ha当たりの上限とし、5ha分の50万円を全体の限度として補助を行う。また、河川環境管理やその他自然再生活動な

ど森林整備以外の「特別対策事業の市民版活動」及び資機材等の購入についても、上限を50万円として補助を行う。

これらの事業の多くは水源環境保全・再生への直接的な効果が見込まれると同時に、中長期的な維持整備が必要とされている。しかしながら現実には事業による利益を生み出すことが困難な状況であることから、水源環境の保全・再生に寄与する活動の安定化と活性化のためにNPO等の負担を伴わない形で補助することとする。

(イ) 「普及啓発・教育活動」及び「調査研究活動」について

これらの事業に係る効果の捕捉は難しく、参加費の徴収や共同研究などにより事業費の補填が行われていることが多い。しかし、先駆的な「普及啓発・教育活動」や「調査研究活動」については、行政としても支援を行うべきであり、この事業においても自己負担を求め補助額を絞った形で支援することが望ましいと考える。そのため、補助率を2分の1とし、補助限度額を「普及啓発・教育活動」については20万円、「調査研究活動」については、50万円とする。

カ 補助期間その他

(ア) 「特別対策事業の市民版活動」について

これらは中長期的な維持整備等が必要な事業であり、ある程度安定的、長期的な補助が必要となる。しかし、この支援制度は5か年で見直しが行われることから、継続して補助する期間は、最長で実行5か年計画の残存期間とする。(毎年度の申請及び審査は必要)

「特別対策事業の市民版活動」の資機材の購入については、NPO等の創設期や事業拡大に伴った一時的な需要であることが多いため、継続の申請は認めない。また、資機材の購入については、実行5か年計画の期間内に1つの団体で原則として1回限りしか補助を受けることが出来ないものとする。

(イ) 「普及啓発・教育活動」及び「調査研究活動」について

これらの活動は、比較的、継続的な補助を必要とするものではなく、また、より自主・自立的な活動を促進していく必要があることから、継続して補助する期間は2年を限度とする。

以上まとめると次表のようになる。

【交付金額等】

区分	対象活動	対象経費	対象外 経費	除外経費	補助 限度額	補助率	継続補助 期間の限度	備考
実行5か年計画の特別対策事業の市民版活動	森林整備事業	研修費用など間接的な経費を含む必要経費	事務所経費など団体の運営に関する経費	市町村等から の補助金及び事業収入等(補助対象から除外する。)	1 ha当たり10万円を限度に50万円が上限	10/10	実行5か年計画の期間内	・整備面積に応じた補助を実施 ・(同下)
	森林整備以外の事業				50万円	10/10	実行5か年計画の期間内	活動に参加する人への謝礼・交通費等で市民活動として、妥当な額を支払う場合は対象とする。
	資機材等の購入				50万円	10/10	1年	
普及啓発・教育活動	体験学習など	活動経費		市町村等の補助金及び事業収入等(補助対象には含めるが、補助額から除外する。)	20万円	1/2	2年	現地における活動プログラムや現地での実績に基づかない、講演会・シンポジウム等は対象外とする。
					50万円	1/2	2年	
調査研究活動	水質調査など	活動経費						

(2) 募集方法について

専門委員会等における主な意見

- ・補助申請の手続きや選考面接などは簡単にし、あまり難しく厳格にしないほうがよい。支援対象範囲、要件をわかりやすく、モデルを示して説明するなど、申請書作りに負担をかけさせない配慮が必要
- ・申請等の事務手続きは簡単なほうがよい。
- ・申請時に、他の制度などへの補助申請をすべて列挙するなど、その団体における当該申請の力配分を示してもらうのが最近は普通

(3) 審査基準及び審査方法等について

専門委員会等における主な意見

- ・審査会においては、公平性・中立性の観点から利害関係者を排し、専門委員会委員のみで審査・決定を行うことが必要
- ・書類(必要に応じて面接)審査、現地視察を経て決定したほうがよい。
- ・調査研究事業は、科学的に全く意味のない事業提案があるかもしれないが、よく見極めて審査を行う必要がある。科学的な判断が必要な場合は、根拠となった学術書や論文を記載していただくことも必要
- ・過去の実績を考慮するかは重要な視点である。5段階に評価して考慮するなどの工夫が必要
- ・施策大綱や実行5か年計画全般を踏まえながら、事業の効果や位置付けを検討する必要がある。他の事業との重複の点で無駄が出てしまう

4 平成19年度における当委員会の検討事項

上記(2) 募集方法、(3) 審査基準及び審査方法等については、平成19年度内に詳細な検討を行い、その結果を「県民会議」に報告する予定である。

5 平成20年度以降の検討事項

水源環境の保全・再生のため制度の見直しや新たな支援制度の検討を柔軟に行う。

- ・必要に応じ補助制度の追加・見直しや検証を行う。
- ・県民提案事業及び協働事業の検討を行う。
- ・補助以外の支援制度(情報やノウハウ等の提供による支援)の検討を行う。
- ・個人・法人に対する支援のあり方について検討を行う。

専門委員会等における主な意見

- ・調査・研究は、行政等との協働事業まで行うべきでそれも含めるべき。
- ・これから立ち上げる市民活動の創設等も支援が必要
- ・NPO等の取組や事業全体をコーディネートしたり、プロモートするような仕組みや組織も必要

これら課題の検討スケジュールは次のとおりであり、当委員会において必要性を含めて検討する用意がある。

【5年間の検討スケジュール(案)】

項目	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
補助制度	検討・決定	支援開始			→
補助制度の見直し		追加・見直し			
市民の提案事業・協働事業		検討			
企業の研究活動への支援	現時点では支援しない方向の結論		状況により検討		
補助以外の支援制度		検討			
個人に対する支援制度		検討			

12事業のあらまし

1 水源の森林づくり事業の推進	7 地下水保全対策の推進
水源の森林エリア内の私有林の公的管理・支援を一層推進し、水源かん養機能等の公益的機能の高い水源林として整備します。	地下水を主要な水道水源として利用している地域を中心に、各市町村が主体的に取り組む地下水かん養対策や水質保全対策を推進します。
2 丹沢大山の保全・再生対策	8 県内ダム集水域における公共下水道の整備促進
土壌流出防止対策を行うとともに、ブナ林等の保全・再生のための研究や樹幹保護などの県民協働の事業に取り組みます。	県内ダム集水域における生活排水処理率の向上をめざして、市町村が実施する公共下水道の整備を支援します。
3 渓畔林整備事業	9 県内ダム集水域における合併処理浄化槽の整備促進
水源上流の渓流两岸において、土砂流出防止や水質浄化、生物多様性の保全など森林の有する公益的機能を高度に発揮するための森林整備を実施します。	県内ダム集水域における生活排水処理率の向上をめざして、市町村が実施する合併処理浄化槽（高度処理型）の整備を支援します。
4 間伐材の搬出促進	10 相模川水系流域環境共同調査の実施
森林資源の有効利用による森林整備を推進するため、間伐材の集材・搬出に対し支援します。	相模川水系県外上流域の森林の現況や桂川・相模川全流域の水質汚濁負荷の状況等について環境調査を実施します。
5 地域水源林整備の支援	11 水環境モニタリング調査^(注7)の実施
地域における水源保全を図るため、市町村が主体的に取り組む水源林の確保・整備を推進するほか、高齢級の私有林人工林の間伐を促進します。	森林、河川、地下水などのモニタリング調査を行い、事業の実施効果を測定するとともに、水源環境情報を白書等で提供します。
6 河川・水路における自然浄化対策の推進	12 県民参加による水源環境保全・再生のための新たな仕組みづくり
市町村管理の河川・水路等における良好な水源環境を形成するため、市町村が主体的に取り組む水辺環境の整備や直接浄化などを推進します。	水源環境保全・再生の取組を支える県民の意志を施策に反映し、施策の計画や事業の実施等に県民が直接参加する仕組みを作ります。

(注7) モニタリング調査：継続的に観測・測定する調査

市民事業等審査専門委員会におけるこれまでの検討経過

会議内容等	
第1回	<p>1 日 時：平成19年5月21日（月） 10:00～12:00</p> <p>2 場 所：横浜市開港記念会館</p> <p>3 出席委員：沼尾波子委員長、萩原なつ子副委員長、新堀豊彦委員、福江裕幸委員 増田清美委員</p> <p>4 議 題：(1) 委員長及び副委員長の選任について (2) 市民事業等支援制度の検討課題及び検討に係る想定スケジュールについて (3) 市民活動等への支援制度の概要及び市民活動等の主な事例</p>
第2回	<p>1 日 時：平成19年7月11日（水） 9:30～11:30</p> <p>2 場 所：かながわ県民サポートセンター</p> <p>3 出席委員：沼尾波子委員長、萩原なつ子副委員長、新堀豊彦委員、福江裕幸委員 増田清美委員</p> <p>4 議 題：(1) 市民事業等審査専門委員会設置要綱について (2) 市民事業等審査専門委員会の運営方法について (3) 今後の検討スケジュールについて (4) 市民事業等支援制度の検討</p>
第3回	<p>1 日 時：平成19年8月20日（月） 15:00～17:00</p> <p>2 場 所：かながわ県民サポートセンター</p> <p>3 出席委員：沼尾波子委員長、萩原なつ子副委員長、新堀豊彦委員、福江裕幸委員 増田清美委員</p> <p>4 オブザーバー委員：天内康夫委員</p> <p>5 議 題：(1) 水源環境の保全・再生に係る団体からの意見聴取等 大月森つくり会、まほろば里山林を育む会、よこはま里山研究所 (2) 市民事業等支援制度の検討 (3) 県民会議委員及びNPO等からの意見収集の進め方について</p>
第4回	<p>1 日 時：平成19年9月19日（水） 12:00～15:00</p> <p>2 場 所：かながわ県民サポートセンター</p> <p>3 出席委員：沼尾波子委員長、萩原なつ子副委員長、新堀豊彦委員、福江裕幸委員 増田清美委員</p> <p>4 オブザーバー委員：木平勇吉委員、倉橋満知子委員、牧島信一委員、真覚邦彦委員 石村黄仁委員</p> <p>5 議 題：(1) 水源環境の保全・再生に係る団体からの意見聴取等 山北町の環境を考える会、金目川水系流域ネットワーク NPO法人自遊クラブ、丹沢大山自然再生委員会 桂川・相模川流域協議会、緑のダム北相模 (2) 市民事業等支援制度の検討</p>
第5回	<p>1 日 時：平成19年10月15日（月） 10:00～12:00</p> <p>2 場 所：かながわ県民サポートセンター</p> <p>3 出席委員：沼尾波子委員長、新堀豊彦委員、福江裕幸委員、増田清美委員</p> <p>4 議 題：(1) 市民事業等支援制度の検討 (2) 市民事業等支援制度における審査基準及び審査方法について</p>

7 市民事業等支援制度の検討に係る主な意見要旨

- ◆は市民事業等審査専門委員会での主な意見
- は県民会議委員からの意見(5月の意見照会)
- ◇は県民会議委員からの意見(8月の意見照会)
- △は県民会議における意見
- ▲はNPO等からの意見聴取における意見
- はNPO等に対するアンケートにおける意見

市民事業等支援制度(案)係る意見の対応状況

◎ 反映
○ 一部反映
✗ 反映できない
△ 今後検討

課題	検討内容	意見要旨	対応状況
目的	○「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」にある目的との整合性をどう図るか。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 5か年計画の目的との整合性は必要だと思う。 ◆ 立ち上げ期の人(団体)が、目的税を使ったこの制度の補助を受けるのはおかしいと思う。 ▲ 団体は最初に動き出すまでにお金がかかるので、そこを支援していくべきだと思う。 ◇ 活動の応援という観点から、幅広く支援していくというスタンスをベースにし、重点的な課題に対しては、期間限定で大規模な活動を支援するのがよいと思う(日常的に活動を展開している団体への支援だけでなく、小さなレベルでの活動が芽生えた時点で支援の対象となるような制度も必要かもしれない。) □ 住民や企業などのボランティア的な活動など市民活動内容を検証・評価し、予算の範囲で支援制度を設けるなど、幅広い分野を対象としたあり方を検討する必要があると思う。 □ 市民の参画意識と関心を高めることを重視し、少額を多くの団体に支援する方がよいと思う。 ▲ 小額でもよいので、広く支援し、使途の制約も狭くして有効に使えるようにしたほうがよいと思う。 □ 多くのNPO、市民団体が関わるようになすべきだと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ ○ ○ ◎ ○ ○ ○ ○ ○ ○
対象団体	○ 水源環境保全・再生に関する自主的な活動を行っている(予定している)団体やグループに限定するか。 ○ 個人を対象に含めるか。 ○ 民間企業を対象に含めるか。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 水源環境の保全・再生に関する団体グループを中心に選定したほうがよいと思う。 ● 水源地域の自然環境保全・再生活動への財政支援は、それぞれの地域で活動している団体には積極的に支出すべきだと思う。 ◆ 個人の活動の評価は難しく、また、その結果が見えづらいと思う。 ◆ 民間企業の環境保全活動を支援する必要はないと思う。 ◆ 民間企業は対象に含めるべきだが、営利目的の活動は含めるべきではないと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ ○ ○ ○ △

		<p>□市民とつく支援制度であれば、企業は対象とすべきでないが、民間企業の取り組みは歓迎すべきことであるので、名前を別にして制度を作つたらどうか。</p> <p>◆山梨県に活動拠点を置く団体も対象に含めたほうがよいと思う。</p> <p>□県外に活動拠点を置く団体でも、「神奈川県の水源保全区域」であることが明らかであれば支援対象団体にしてよいと思う。</p> <p>◆対象事業には、活動の実績や今後の活動の継続性が確保されたほうがよいと思う。</p> <p>◆学生も対象に含めてよいと思う。</p> <p>◇事業者(企業)の活動に対して助成することはどうかと思う。</p>	○ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎
対象活動	<p>○直接的な効果が見込まれるものに限定するか。</p> <p>○普及啓発、調査研究、技術開発などを対象に含めるか。</p> <p>○営利目的の活動を対象に含めるか。</p> <p>○すでに補助を受けている活動を対象に含めるか。</p>	<p>◆直接的な効果が見込まれるものに限定せずに、普及・啓発、調査・研究は対象活動に含めたほうがよいと思う。</p> <p>▲5か年計画の事業以外も対象にしてよいと思う。また、行動の実施主体が行政とされている事業についても、その事業を対象としてよいと思う。</p> <p>□支援する活動は、「水道水源に関わる活動」「水道水源域での活動」に限定すべきと思う。</p> <p>◇県民参加や市民事業には、①関心を持つ、情報の共有②作業に参加する。③計画立案の検討④決定への参加の4段階があるが、②だけでなくいずれ段階においての支援も必要である。広く将来への可能性を持つ制度を設計して欲しい。</p> <p>◇行政・民間を問わず、類似の取組が多すぎるため、市民事業の内容を広げすぎず、県民に分かりやすいものに限定ほうがよいと思う</p> <p>◆新しいものを生み出していくということも必要だと思う。そのためには、調査・研究の活動が必要となる。</p> <p>◆水源地域以外での普及・啓発活動は県民会議やフォーラムで行っていくべきだと思う。</p> <p>◆教育・啓発活動も現場で行っているものは対象にしてよいと思う。</p> <p>□調査研究や普及啓発活動も支援対象としてもよいと思う。</p> <p>▲水源環境の大しさや取組をPRして伝えていくのは大事だと思う。</p> <p>▲普及啓発活動も対象に含めるべきだと思う。</p> <p>▲実践活動に偏りすぎず、普及啓発活動等の県民の意識醸成</p>	◎ ○ ◎ ○ ◎ ○ ◎ ○ ◎ ○ ◎ ○ ◎ ○ ◎ ○ ◎ ○ ◎ ○ ◎ ○ ◎ ○ ◎ ○

	<p>成などについても、同じ位のウェイトにしたほうがよいと思う。</p> <p>◆普及啓発活動は、持続性があり、何らかの効果(活動まで結びつく)を生むものであれば支援してよいと思う。</p> <p>◆現場で行うプログラムを持った普及啓発活動ならば対象としてよいと思う。</p> <p>●私たちの「自然に対する奉仕する」という発想を促していくためには、水源税の導入だけでは限度があるため、学校教育から進めていくのがよいと思う。</p> <p>●県民が身近な活動団体を通じて、海・川・山に係る活動に参加するよう行政から促してほしい。</p> <p>▲水源環境の保全・再生活動を対象とすべきで、団体の運営費等に充てるべきではないと思う。</p> <p>◆民間企業は対象に含めるべきだが、営利目的の活動は含めるべきではないと思う。</p> <p>◆営利目的の活動を対象に含めるのはどうかと思う。</p> <p>▲県産材を使用する企業を支援したほうがよいと思う。 (企業内部のボランティア等に対する支援は行うが、企業は認めていない。)</p> <p>▲間伐材の利用等の経済面に着目した施策も必要であると思う。(営利目的の活動は認めていない。)</p> <p>◆公平性の点から一度補助を受けている団体は対象外としたほうがよいと思う。</p> <p>◆すでに補助を受けている団体も対象にしてよいが、審査段階で勘案する必要があると思う。</p> <p>◇他の資金を獲得した事業にさらに支援することは問題があると思う。</p> <p>□雨水利用を支援対象に加えてもよいと思う。(雨水を地下水保全目的に活用するのはよい。)</p> <p>◇個人が学習教室に参加にかかる経費を対象としてもらいたい。(NPO等に対する支援は行うが、個人は認めていない。)</p> <p>▲学生の活動への参加には、交通費や弁当代が必要なので、それらを支援して欲しい。(NPO等に対する支援は行うが、個人は認めていない。)</p> <p>▲個人が活動に参加する際の交通費や弁当代も補助していくべきだと思う。(NPO等に対する支援は行うが、個人は認めていない。)</p> <p>◆個人に対する支援における表彰というものは、必要性がないと思う。</p>	○ ◎ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ △ ○ × × × △ ○ × × × × × × ○
--	--	--

		<p>△NPOが行う学校に対する環境学習を支援の対象としてほしい。</p> <p>▲ボランティア活動といつても、無償でできるものと有償でやるべきことがあるので、うまく組合せて機能させるべきだと思う。</p> <p>▲5か年計画の1～11項目の事業に県民が取り組むべきものがあると思う。</p> <p>▲技術者等の育成などを支援しなければならないと思う。</p> <p>▲水源環境保全・再生のためには、地域連携も必要となると思う。</p> <p>▲他のNPOに対する指導等のNPOを育成する事業も対象にしたほうがよいと思う。</p> <p>▲世代間交流についても、考慮してほしい。</p>	◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎
活動地域	<input type="radio"/> 水源保全地域内の取組に限定するか。 <input type="radio"/> 水源保全地域外の活動も含めるか。 <input type="radio"/> 県外上流域での活動も含めるか。 <input type="radio"/> 県外に活動拠点を置く団体を対象に含めるか。	<p>◆山梨県での活動も対象に含めたほうがよいと思う。</p> <p>▲神奈川県民が参加できるような桂川等の県外上流域を含めた活動を支援してあげられるようにしてほしい。</p> <p>◇三浦市では地下水を使っており、三浦半島を対象に加えておいてほしい。</p>	○ ◎ ◎
限度額	<input type="radio"/> 補助限度額及び補助率に上限を設定するか。 <input type="radio"/> 事業規模や対象活動によって限度額に区分を設定するか。	<p>◆限度額は設定したほうがよいと思う。</p> <p>◇ボランティアの活動費(人件費)を時給換算して、同額の経費を助成する制度を考えてほしい。</p> <p>◇幅広く小額補助(5万円程度)をし、重点的な課題には、高額補助(200万円程度)をするのがよいと思う。</p> <p>◆広く支援するのはよいが、一律～円という形で出すと「ばら撒き」という印象をうける。</p> <p>▲一律5万円程度の支援とし、テーマによっては、大きな支援をするなど2本立ての制度がよいと思う。</p>	◎ ○ ○ ○
支援期間	<input type="radio"/> より多くの団体へ支援することや、行政の支援からの自立化を促すことを考慮し、同一事業の補助回数(年数)に上限を設定するか。	<p>◆5か年計画で進んでいることを踏まえ、上限を設定する必要があると思う。</p> <p>◇5年を限度としたらよいと思う。(毎年申請は必要)</p> <p>△初年度はしようがないが、2年目以降は年間を通じた支援ができるような制度設計をしたほうがよいと思う。</p> <p>△5年なら5年と区切って支援をするべきだと思う。</p> <p>▲数年後には、自主独立となるような制度にするべきだと思う。</p> <p>▲支援終了後には、NPO自立しなければならないので、</p>	◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ △

		<p>自立のあり方について考えなければならないと思う。 ▲長期にわたる支援が必要だと思う。</p>	○
審 査	<ul style="list-style-type: none"> ○どのような方法(例えば書類選考、代表者面接、公開プレゼンテーション)により審査を行うか。 ○事業規模や団体の活動実績などによる区分を設定し、審査方法に差異を設けるか。 ○対象事業によっては、他の専門家の参加が必要か。 	<ul style="list-style-type: none"> □補助申請の手続きや選考面接などは簡単にし、あまり難しく厳格にしないほうがよい。支援対象範囲、要件をわかりやすく、モデルを示して説明するなど、申請書作りに負担をかけさせない配慮が必要だと思う。 ▲申請等の事務手続きは簡単なほうがよいと思う。 ◇書類(必要に応じて面接)審査、現地視察を経て決定したほうがよいと思う。 ◇科学的に全く意味のない事業提案があるかもしれないで、よく見極めて審査を行う必要がある。科学的な判断が必要な場合は、根拠となった学術書や論文を記載していただくことも必要だと思う。 ◇申請時に、他の制度などへの補助申請をすべて列挙するなど、その団体における当該申請の力配分を示してもらうのが最近は普通である。 ◇過去の実績を考慮するかは重要な視点である。5段階に評価して考慮するなどの工夫が必要だと思う。 ◇施策大綱や5か年計画全般を踏まえながら、事業の効果や位置付けを検討する必要がある。他の事業との重複の点で無駄が出てしまうと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> △ △ △ △ △ △ △ △
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○事後評価を行うか。 ○成果の公表をどうするか。 ○既存の制度との住み分けをどうするか。 ○地区の割り振りを行うか。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆補助を受ける団体の報告会を行ったらどうか。そうすることにより、団体も責任を負い、補助する側もちゃんとチェックをすると思う。 ◆事後評価や成果の公表は行わなければいけないと思う。 ◆中間報告・評価も含めて行うべきだと思う。 ◇複数年度にわたる活動は年度ごとに成果発表を行い、継続の可否について検討する必要があると思う。 ◇成果の公表をどう行うかも重要、成果報告会での発表は15分程度でも内容が見えてくると思う。 ◇各団体に対しては、活動の報告、県民フォーラムへの参加協力、意見発表等も前提として交流や情報の共有化、学びの場という観点を大切にしていきたいと思う。 ◇活動場面見学や取材などにより活動把握を行い、県民フォーラムを活用した活動報告を行うのがよいと思う。 ◇県民フォーラムと連携し、支援を行うことがよい。支援を行ったグループには活動成果を県民フォーラムのなかで紹介することをルール化したほうがよいと思う。 ▲事業の事後報告やPRをしっかりと行ってほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> △ △ △ △ △ △ △ △

財政面以外の支援	○行政や企業との協働事業について検討すべきか。	□一つの団体で完結するような活動への支援にとどまらず、連携や協働による活動、協議会システムの運営活動への（立ち上げ）支援が効果的だと思う。	△
	○水源環境保全・再生分野で取り組むNPO等の創出を視野に入れた仕組みづくりも必要か。	<p>□市民事業には、たとえば森林組合等の事業者との協働が重要であり、そのコーディネート機能を事務局等がどのように支援するか検討が必要だと思う。</p> <p>◆調査・研究は、行政等との協働事業まで行うべきでそれも含めるべきだと思う。</p> <p>▲行政と企業との協働事業も検討するべきだと思う。</p> <p>◆20年のスパンでは必要かもしれないが、5か年計画のなかではNPOの創出までは無理だと思う。</p> <p>◆目的税をどう使うのかという仕組みづくりを優先するべきで、ここまで考える必要はないと思う。</p> <p>◇これから立ち上げる市民活動の創設等も支援してほしい。</p> <p>◇マンパワー不足問題に対応するため、水源環境保全・再生の活動に係る人材データバンクを作ることがよいと思う。</p> <p>△財政面以外のボランティアの需要と供給をつなぐ人材バンクのような仕組みが必要と思う。</p> <p>◇担い手不足の問題に対しては、中高生への啓発活動等を授業、部活動、子ども会の活動に盛りめたらよいと思う。</p> <p>△支援という問題を新しい雇用の創出という論点で考えていかなければならないと思う。</p> <p>◇NPO等の取組や事業全体をコーディネートしたり、プロモートするような仕組みや組織も必要だと思う。</p> <p>▲県から活動エリアをもらって、団体等が活動できるような支援がほしい。</p> <p>●整備を必要としている森林が私有地のため、地権者との交渉及び契約等についての行政の関わり・支援がほしい。</p>	△ △ △ △ △ △ △ △ △ △ △ △ △ △ △ △ △ △ △

8 NPO等からの意見聴取の概要

(1) NPO等からの意見聴取結果

① 大月森つくり会(河西 悅子 氏)

活動概要

- 水源地域の森づくりを目的とし、山梨県大月市において、市民の手で何ができるのかということ、特に民有林をどうしていったらよいのかというところに支援を置いて活動している。
- 活動は、間伐や人工林の手入れ、里山の整備等の実践活動だけでなく、植樹祭を毎年行うなど普及啓発活動も行っている。
- 大月森つくり会の活動には、神奈川県民や大月短期大学の学生も参加している。

市民事業等支援制度に対する意見要旨

- イベントに参加してもらう程度ならよいが、年間を通して何回か来ていただくときに交通費は参加の負担となっているので、特に、神奈川県からの参加する方には大きな負担となっているので、そこに対して支援をしてほしい。
- 水源環境保全・再生施策の検討段階で山梨県の対策はできなくなったが、森林関係者は直接的な利害に繋がってこないので、水源環境保全・再生の動きから離れていってしまう。そのため、市民の目線で見えるところに関わってきてほしい。
- ボランティア活動といつても、本当に無償でできる活動と有償ボランティアでやるべきこと、そしてプロに任せることがあるので、うまく組合せて機能させる必要があると思う。

② まほろば里山林を育む会(椎野 恭治 氏)

活動概要

- 秦野市のボランティア活動団体の活性化を促進し、情報を共有するとともに、互いに協力しながら里山の保全再生活動を行うことを目的とした「はだの里山保全再生活動団体等連絡協議会」の構成メンバーである。
- 里山保全のための定例的な活動、鹿柵の設置、普及活動として写真パネルの作成、ふれあい活動として椎茸のほだ木づくり、落葉かき等を行っている。

市民事業等支援制度に対する意見要旨

- 補助金の制度の名称を水源環境保全の為ということを前面に出してほしい。そうすることで関心のなかった若者まで参加するようになると思う。
- 県から活動エリアをもらって、そのエリアで団体等連絡協議会が活動できるような支援をしてほしい。

③ よこはま里山研究所（吉武 美保子 氏）

活動概要

- 「里山の魅力・機能」を他の市民団体、企業、行政とパートナーシップを図りながら発信することを目的として、横浜で都市における環境保全活動を行っている。
- 第1ステップとして都市における森をどう地域の人が地域で守り育てることができるかを考え活動してきたが、第2ステップとして、「農」の地産地消のことを考え活動している。

市民事業等支援制度に対する意見要旨

- 実行5か年計画に位置付けられている1～11番目の事業にも県民が取り組むべきものが沢山あり、それらを整理していくなかで市民事業等支援制度が誰にお金を出していくのかが明確になると思う。
- 森林整備や水質チェックなど継続的な取組のほかにもイベントなどの短期的な取組もあり、都市部の団体等が主に関わるのはイベントなどであるが、都市部における普及啓発も重要なものである。

④ 鳥屋薪ストーブの会（坂本 勝津雄 氏）

活動概要

- 相模原市津久井町の薪ストーブを使用している家庭で構成されている団体で、山の地権者からの依頼による里山の保全や炭焼き教室、椎茸のほだ木づくり等の交流教室等の交流活動も行っている。
- 活動に係る経費について、行政等からの支援は受けてなく、自分達の軽トラックやチェーンソー等を使用している。
- 自分達が薪をえるために始めた活動だが、結果として里山保全活動となり、水源環境の保全・再生に係る活動を行っている。

市民事業等支援制度に対する意見要旨

- 補助額は小額(5万円程度)で、小さな団体でも活用できる制度とし、重点的に力を入れるべき活動に対しては、大きな規模(額)での支援を行うのもよいのではないか。
- 補助を受けるために団体が活動を行うようになってはいけないので、数年後には支援なしで活動できるように支援期間も設定すべきだと思う。
- 財政的な支援だけではなく、情報提供による支援等も必要だと思う。
- 支援の後には、中間報告や現地のチェック等は必要である。その際には、県民フォーラムと連携をとりながら行うべきである。

⑤ 山北の環境を考える会（磯崎 勝 氏）

活動概要

- 県内の水源地である山北町における、水源環境保全・再生に係る活動については、酒匂川流域の水質悪化の現状調査をしながら、写真展・講演などを通しての啓発活動をし、丹沢湖の集水域では、合併浄化槽の設置がその地域に適合するシステムの調査・研究や意見交換会などを開催している。
- その他の環境問題への取組は、町内を通る国道246や県道沿いの排気ガスの測定や産業廃棄物・一般廃棄物の焼却場の在り方についての調査研究を行っている。

市民事業等支援制度に対する意見要旨

- 小さな自治体の規模では、課題に対応するマンパワーや技術的能力に限界があり、それを補うために、民間人や専門家による調査研究や啓発活動が望まれ、それらの活動には多くの費用が発生するため、それらに係る経費を補助してほしい。
- 少ない金額でもよいが、長期にわたった支援があると、次世代の人々も財源があるので、活動等を受け継ぐことができるようになるのでよいと思う。

⑥ 金目川水系流域ネットワーク（佐々木 園子 氏）

活動概要

- 金目川流域において、「循環型社会を目指して地域を調べ、知らせる」という目的で、流域のウォーキングや施設見学、河川の水温調査などを行い、年3回広報紙2,000部を作成し、毎年「流域フォーラム」を開催している。
- 県の環境科学センターや東海大学のNPO（地域環境ネット）と連携して活動しているので、仕事をリタイヤした年齢層、大学生、小学生などの幅広い年齢層の交流もある。

市民事業等支援制度に対する意見要旨

- 学生には、山や農業等をやっていきたい人もいるが、仕事として成り立たない現実で、方向転換せざるを得ない。県がお金を出し水源林を保全するのであれば、自然保全の技術者を育成するようなことをやらねばならないと思う。その一助に、従来の林業に縛られない生態系の保全・再生の実験を、山仕事を知る年齢層と学生との連携で行うことを支援してほしい（実験林としての人工林の提供と、それへの各種実験処理の許可）。
- 参加に係る活動経費として、学生の足代（交通費）くらいは支援できるような制度にしてほしい。

⑦ NPO法人自遊クラブ（山本 秀正 氏）

活動概要

- 相模原市の環境関係の団体と連携し、セミナーの開催など環境問題に対して取り組んでおり、水源環境保全・再生に係る取組としては、「河川の直接浄化」にも効果があると言われている木炭を作っている。
- 特に、自然再生推進法が成立したことで、相模原市における自然再生推進協議会の設置を目指して、呼びかけ等を行っている。

市民事業等支援制度に対する意見要旨

- NPO等が県や市町村の協働事業に係る会議等に参加できるようにしてほしい。

⑧ 丹沢大山自然再生委員会（木平 勇吉 氏）

活動概要

- 丹沢大山総合調査の調査結果に基づいた提言により設置された団体であり、県民・企業・NPO・研究機関・行政など地域に関わる者や利害関係者が横並びで丹沢大山の自然再生について議論する組織である。
- 構成団体であるNPO等がブナの調査、水質調査、環境教育等さまざまな活動を行っている。

市民事業等支援制度に対する意見要旨

- 組織の立ち上げの期間は、ネットワークや人的経費等の経費が必要となるため、そこを支援してほしい。
- 額は小さくても幅広く県民の意識を喚起する方向で支援してほしい。
- せっかくの県民からの税金を使ったものなので、有効に使えるよう、使途の制約をゆるくしたほうがよい。
- NPO等はいろいろな事業を常に県民にPRしていくべきで、事後報告を行うようにしたほうがよいと思う。

⑨ 桂川相模川流域協議会（倉橋 満知子 氏）

活動概要

- 相模川を流域という概念で捕らえ、流域の環境や水質・水量の保全を最大の目的として、神奈川県と山梨県の呼びかけで始まった団体である。
- 水質の調査やクリーンキャンペーンだけでなく、森の荒廃を防ぐための流域の材の普及活動、里山体験講座、生ごみフォーラム等幅広い活動を行っている。

市民事業等支援制度に対する意見要旨

- 水源環境保全・再生には、山梨県域は重要であり、支援の対象も上流部に広げたほうがよいと思う。
- 個人の参加に係る交通費や弁当代等の経費を補助していくべきだと思う。
- 流域の環境団体、特に実践活動を行っている団体は少ないので、支援の際には門戸を広げて、支援をしていくべきだと思う。
- 団体が最初に動き出すまでには、お金がかかるので、小額でもよいので、事務手続きを簡単にしたうえで、幅広く支援していくべきだと思う。

⑩ 緑のダム北相模（石村 黄仁 氏）

活動概要

- 相模原市において、F C S（森林管理協議会）認証の森づくりをはじめ、森林と都市とを繋ぐ活動、環境と経済を結びつける活動を行っている。
- かながわボランタリー活動推進基金21を活用し、県との協働事業による活動も行っている。

市民事業等支援制度に対する意見要旨

- 環境問題と経済は、両立して進めていく必要があり、そのためには、間伐材の利用等の経済面に着目した施策も必要だと思う。

(2) 県民会議委員からの意見聴取結果

① 天内 康夫 委員

- 相模川の上流である桂川の流域を含めた活動のグループワーキング等を幅広く支援できるようにしたほうがよいと思う。
- ダム湖の水を何とかできないのかという考えを持っており、県の組織として対応するのが難しいのであるならば、県民が一緒に関わって対策ができるようにしたほうがよいと思う。
- 神奈川県民が山梨県における森林整備活動に参加しているケースがある。その際には、山梨までの交通費が負担となるため、団体や個人への支援により、個人の参加を支える体制を作つてほしい。

② 牧島 信一 委員

- 今までの実績があり、高額の支援を求める団体は、他のNPO等への助言・指導等によりNPOを育てるためにお金を使つてもらうことに特化したほうがよいと思う。
- 5年などの期限を切つて、補助が終了した際には、NPO等は他の補助金への移行等による自立してもらうのがよいと思う。
- 世代間の交流の考えをこの市民事業等支援制度に入れていくべきだと思う。

③ 真覚 邦彦 委員

- 水源環境保全・再生に係るマンパワーの供給について、情報センターのようなものを設立し、専門的に知識があり実行をしている人だけでなく、なかなか参加ができない人などのパワーを活用するのがよいと思う。
- 支援対象として、個人も支援でき、参加できる仕組みに発展したほうがよいと思う。
- 実行5か年計画に位置付けられている事業だけでなく、幅広く支援するべきだと思う。
- 実行5か年計画の実施主体が行政とされている部分にも希望があれば市民参加できるようにしてほしい。

9 水源環境の保全・再生に取り組むNPO等に対するアンケート集計結果

140団体に送付し、68団体から回答がありました。(回答率49%)

※(左…回答数 右…%)

あなたが代表する団体の活動の状況についてお尋ねします。

1-1 団体の性格は、次のどれですか。

- ア NPO法人 (48-71%) イ 公益法人 (0-0%)
- ウ 組織運営に係る規約等を有する任意団体 (17-25%)
- エ 組織運営に係る規約等のない団体 (2-3%)

1-2 主(一番力を入れている)に活動する地域はどこですか。

- ア 横浜・川崎地域(横浜市・川崎市) (10-15%)
- イ 横須賀・三浦地域(横須賀市・鎌倉市・逗子市・三浦市・葉山郡) (7-10%)
- ウ 県央地域(厚木市・大和市・海老名市・綾瀬市・座間市・愛甲郡) (8-12%)
- エ 湘南地域(平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・秦野市・伊勢原市・中郡・高座郡) (17-25%)
- オ 足柄上地域(南足柄市・足柄上郡) (5-7%)
- カ 西湘地域(小田原市・足柄下郡) (7-10%)
- キ 県北地域(相模原市) (8-12%)

1-3 活動する会員の方はどのような方ですか。

- ア 活動地域の住民が大部分 (40-59%)
- イ 活動地域の住民とそれ以外の人が半分半分くらい (16-24%)
- ウ 活動地域の住民以外が大部分 (12-18%)

1-4 主な(一番力を入れている)活動内容は次のどれに当たりますか。

- ア 森林整備関係 (19-28%) イ 水質保全関係 (4-6%) ウ 自然教育 (5-7%)
- エ 体験・交流等 (4-6%) オ ボランティア育成 (2-3%) カ 調査・研究活動 (5-7%)
- キ その他(11-16%)…間伐材の活用、河川環境全体、農地の保全、里地・里山保全など

1-5 実際に常時活動している人は何人くらいですか。

- ア 1~5人 (9-13%) イ 6人~10人 (21-31%) ウ 11人~20人 (22-32%)
- エ 21人~50人 (7-10%) オ 50人以上 (7-10%)

1-6 どのくらいの頻度で活動を行っていますか。

- ア 年に1~2回 (4-6%) イ 年に3~5回 (7-10%) ウ 年に6~12回 (6-9%)
- エ 月に1~2回程度 (21-31%) オ 月に3~4回 (19-28%)
- カ その他 (9-13%)…毎日、週3回、週5回など

1-7 今年の年間活動経費(維持経費等を含む全ての経費)は、どれくらいですか。

- ア 50万円以下 (34-50%) イ ~100万円 (18-26%) ウ ~300万円 (10-15%)
- エ ~500万円 (0-0%) オ ~1,000万円 (1-1%) カ 1,000万円以上 (3-4%)

1-8 活動経費の使途は、主にどのようなものですか。(複数選択可)

- ア 職員人件費 (8-12%) イ アルバイト賃金 (5-7%) ウ 交通費 (23-34%)
- エ 謝礼等 (19-28%) オ 物品購入費 (47-69%) カ 通信費や保険代 (31-46%)
- キ 委託費 (2-3%) ク 会場使用料や機器リース代 (20-29%) ケ 家賃・地代 (8-12%)
- コ その他 (11-16%)…チェーンソー等の燃料代、昼食代など

1-9 活動経費は、主にどのような財源によって運営していますか。(複数選択可)

- ア 会員の会費 (52-76%) イ 企業などの寄付金 (7-10%)
- ウ 行政からの補助・委託 (24-35%) エ 財団等からの支援 (10-15%)
- オ その他 (14-21%)…事業収入、謝礼など

1-10 行政(財団法人等は除く)から補助金などの財政的支援をどの程度受けていますか。

- ア 受けていない (36-53%) イ ~10万円 (11-16%) ウ ~20万円 (8-12%)
- エ ~50万円 (7-10%) オ ~100万円 (1-1%) カ ~200万円 (1-1%)
- キ 200万円以上 (3-4%)…1,500万、2~300万

- 2 あなたが代表する団体の活動に対し、現在どのような県や市町村の支援が最も必要だと考えますか。
- ア 補助金等の財政的支援 (22-32%) イ 参加者の紹介・育成 (8-12%)
ウ 専門家の技術的アドバイス (3-4%) エ 森林や河川など活動する場所の確保 (5-7%)
オ 同じような活動をしている団体の情報提供 (2-3%)
カ その他 (6-9%) …リサイクル石鹼の購入、活動拠点の建設、協働調査

今年度から個人県民税の超過課税を財源に、水源環境保全・再生の取組を進めており、現在、市民活動等への支援を検討しているところです。水源環境の保全・再生を進めていくための市民活動への支援にはどのようなものが必要だと考えますか。(代表者の個人的な考え方で結構です。)

- 3-1 支援の対象団体はどのような団体等にすべきと考えますか。(複数選択可)
- ア 個人も含めていくべき (9-13%) イ NPOだけでなく任意団体も含めていくべき (50-74%)
ウ NPOだけの支援とすべき (11-16%) エ その他 (3-4%) …企業、地域自治会など

- 3-2 対象活動について、どのような活動を対象とすべきと考えますか。(複数選択可)
- ア 森林整備関係 (48-71%) イ 水質保全関係 (42-62%) ウ 自然教育 (37-54%)
エ 体験・交流等 (23-34%) オ ボランティア育成 (19-28%) カ 調査・研究活動 (32-47%)
キ その他 (9-13%) …里山の保全、荒廃農地整備、竹林整備など

- 3-3 財政的支援の限度額について、どのくらいとすべきと考えますか。
- ア 30万円程度 (13-19%) イ 50万円程度 (18-26%) ウ 100万円程度 (22-32%)
エ 200万円程度 (9-13%) オ それ以上 (4-6%) …1,000万円

- 3-4 支援期間について、どのくらいの期間で支援するべきと考えますか。
- ア 1年間 (7-10%) イ 2年間 (7-10%) ウ 3年間 (26-38%) エ 4年間 (0-0%)
オ 5年間 (20-29%) カ それ以上 (5-7%) …10年、15年、永年など

- 3-5 財政的支援以外にどのような行政支援が必要だと考えますか。(複数選択可)
- ア 参加者の紹介・育成 (26-38%) イ 専門家の技術的アドバイス (34-50%)
ウ 森林や河川など活動する場所の確保 (25-37%)
エ 同じような活動をしている団体の情報提供 (20-29%)
オ その他 (5-7%) …関係機関との調整、活動団体の紹介など

- 4 水源環境の保全・再生を目的とした財政的な支援制度ができたら、支援を受けたいと思いますか。また、どのような活動や経費にあてたいとおもいますか。
- ア 受けたい (円程度) (51)
10~50万円 (27-42%) 51~100万円 (14-21%) 101万円~200万円 (5-7%)
・201万以上 (4-6%) …300万、500万円
(活動名) …森林保全、河川水質浄化、里山再生的回答が複数あり、その他には湧水調査、
ビオトープづくり、間伐材の処理など
(経費の使途(1-8を参考に記載してください。))
ア 職員人件費 (1-1%) イ アルバイト賃金 (3-4%) ウ 交通費 (7-10%)
エ 謝礼等 (3-4%) オ 物品購入費 (11-16%) カ 通信費や保険代 (5-7%)
キ 委託費 (0-0%) ク 会場使用料や機器リース代 (7-10%) ケ 家賃・地代 (0-0%)
コ その他 (4-6%) …弁当飲食、運搬料、燃料代、施設建設費
イ 受けたくない (15-3%) …支援期間内は良いが、支援を受けられなくなったときに困る。など

- 5 その他ご意見があれば、お聞かせください。(市民事業等支援制度に係る意見を記載)
- ・水源地域の自然環境保全・再生活動への財政支援は、それぞれの地域で活動している団体には積極的に支出すべきである。
 - ・整備を必要としている森林が私有地のため、地権者との交渉及び契約等についての行政のかかわり・支援が欲しい。
 - ・小田原は一見「自然が豊か」のように思われるせいか、ボランティア人員が増えません。また活動してもなにか「利益が無いとおもしろくない」という考え方…わたしたちの「自然に対して奉仕する」という発想に変えていくようにできないものでしょうか。水源税だけでは限度があります。まずは学校教育から。
 - ・とにかく「水源税をはらっているんだから」と、お金を払っているんだから「手はかさない」とならないよう、身近な活動団体を通じて、海川山に参加するよう行政からうながして欲しい。なにより、学校(小学校～)に参加できるよう、積極的に急いで支援してほしいと思います。

【アンケート結果の分析】

各活動分野において、活動団体が、年間どの程度活動経費がかかるのか。（活動内容と活動経費との関係性）			
<input type="radio"/> 森林整備関係に力を入れている団体（19団体）			
1 50万円以下 (11-58%)	2 ~100万円 (3-16%)	3 ~300万円 (5-26%)	
<input type="radio"/> 水質保全関係に力を入れている団体（4団体）			
1 50万円以下 (3-75%)	2 1,000万円以上 (1-25%)		
<input type="radio"/> 自然教育に力を入れている団体（5団体）			
1 50万円以下 (2-40%)	2 ~100万円 (2-40%)	3 ~300万円 (1-20%)	
<input type="radio"/> 体験・交流等に力を入れている団体（4団体）			
1 50万円以下 (1-25%)	2 ~100万円 (2-50%)		
<input type="radio"/> ボランティア育成に力を入れている団体（2団体）			
1 50万円以下 (1-50%)	2 1,000万円以上 (1-50%)		
<input type="radio"/> 調査・研究に力を入れている団体（5団体）			
1 50万円以下 (4-80%)	2 ~100万円 (1-20%)		

各活動分野において、活動団体がどのような活動経費を必要としているのか。（活動分野と経費の使途との関係性）			
<input type="radio"/> 森林整備関係に力を入れている団体（19団体）			
1 職員人件費 (2-11%)	2 アルバイト賃金 (1-5%)	3 交通費 (5-26%)	
4 謝礼等 (4-21%)	5 物品購入費 (17-89%)	6 通信費や保険代 (12-63%)	
7 会場使用料や機器リース代 (1-5%)	8 家賃・地代 (2-11%)		
<input type="radio"/> 水質保全関係に力を入れている団体（4団体）			
1 職員人件費 (1-25%)	2 アルバイト賃金 (1-25%)	3 交通費 (1-25%)	
4 謝礼等 (1-25%)	5 物品購入費 (2-50%)	6 通信費や保険代 (1-25%)	
7 家賃・地代 (1-25%)			
<input type="radio"/> 自然教育に力を入れている団体（5団体）			
1 交通費 (4-80%)	2 謝礼等 (3-60%)	3 物品購入費 (1-20%)	
4 通信費や保険代 (3-60%)	5 会場使用料や機器リース代 (1-20%)		
<input type="radio"/> 体験・交流等に力を入れている団体（4団体）			
1 交通費 (1-25%)	2 謝礼等 (2-50%)	3 物品購入費 (3-75%)	
4 通信費や保険代 (2-50%)	5 会場使用料や機器リース代 (2-50%)		
<input type="radio"/> ボランティア育成に力を入れている団体（1団体）			
1 職員人件費 (1-50%)	2 アルバイト賃金 (1-50%)	3 物品購入費 (1-50%)	
4 委託費 (1-50%)	5 家賃・地代 (1-50%)		
<input type="radio"/> 調査・研究に力を入れている団体（5団体）			
1 交通費 (1-20%)	2 物品購入費 (2-40%)	3 通信費や保険代 (2-40%)	
4 会場使用料や機器リース代 (4-80%)			